

令和4年度イノベーション創出強化研究推進事業の公募に関するQ & A

分類	問い	回答(農水作成)
各研究ステージの内容	<p>【問1-1】 基礎研究ステージの内容はどのようなものか。</p>	<p>基礎研究ステージは、研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基に、革新的な研究シーズを創出するチャレンジングな基礎研究を対象とします。</p> <p>①チャレンジ型： 新たなアプローチや考えにより、農林水産業・食品産業の発展、新たなビジネス分野の創出につながることを目的とする、従来よりもチャレンジングな基礎研究やFS（フィジビリティスタディ）的な研究が対象です。</p> <p>②基礎研究型： 学術研究ではなく、農林水産業・食品産業の発展、新たなビジネス分野の創出につながることを目的とする基礎研究が対象です。</p>
	<p>【問1-2】 応用研究ステージの内容はどのようなものか。</p>	<p>応用研究ステージは、農林水産省の研究資金や他研究資金による基礎研究で創出された研究シーズを基にした、実用化段階の研究開発に向けた応用研究を対象とします。</p> <p>①基礎研究発展型： 基礎研究で創出された研究シーズを基に、将来、栽培体系や病害虫の防除体系の普及など農林水産・食品分野の課題解決等に資する応用研究が対象です。なお、民間企業等が参画する場合は、得られた研究成果により、新たな商品や便益の開発を行い、実用化に繋げる研究等（ただし、実用化に相当の年数（当該ステージの研究終了後5年以上）が必要な場合を除く）でないことが必要です。</p> <p>②産学連携構築型： 基礎研究で創出された研究シーズを基に、将来、製品化や事業化などを目的とする応用研究が対象です。民間企業等の参画及び参画する民間企業等のマッチングファンド方式の適用が必須です。</p>
	<p>【問1-3】 開発研究ステージの内容はどのようなものか。</p>	<p>開発研究ステージは、農林水産省の研究資金や他の研究資金による応用研究で創出された成果を基にした、農林水産分野・食品分野における生産現場等の課題解決を図る実用化段階の研究を対象とします。前提条件として、十分な基礎・応用研究での知見及びそれに基づく技術シーズの蓄積があること、研究成果となる生産技術等（出口）を明確化し、生産現場等への導入・普及が見込まれることが必要です。</p> <p>①現場課題解決型： 応用段階等の成果を基にして農林水産・食品分野の課題解決に向けて開発する研究開発が対象です。なお、民間企業等が参画する場合は、得られた研究成果により、新たな商品や便益の開発を行い、実用化に繋げる研究等でないことが必要です。</p> <p>②実用化研究型： 応用段階等の成果を基にして参画する民間企業等が新たな商品や便益の開発を行い、実用化に繋げる研究等が対象です。なお、民間企業等の参画及び参画する民間企業等のマッチングファンド方式の適用が必須です。</p> <p>③導入等実証強化型【R4年度新設】： 大規模な試作品製造や、製造した試作機の農林水産・食品の現場への導入試験等を行い、社会実装を加速化する研究開発が対象です。なお、民間企業等の参画及び参画する民間企業等のマッチングファンド方式の適用が必須です。また、大規模な試作品製造や導入試験を行うために必要となる経費（＝物品費（設備備品費・消耗品費）＋外注費）の総額（研究期間通しての総額）が、直接経費総額（研究期間通しての総額）の50%以上であることが要件です。</p> <p>④開発技術海外展開型： 農林水産省の研究資金等で開発され実用化された研究成果であって、海外に展開可能な研究成果について、実証試験、開発・改良、海外展開の際の市場調査等の研究開発が対象です。</p>
	<p>【問1-4】 基礎研究ステージのチャレンジ型の研究期間は1年だが、研究終了後にステージ移行等で研究を継続することはできるのか。</p>	<p>研究期間中に移行希望調査を実施する予定です。希望する場合はエントリーしていただき、移行評価（審査）で高い評価が得られれば、基礎研究ステージ・基礎研究型へ移行できます。ただし、この場合の研究期間は2年以内となります。</p>

分類	問い	回答(農水作成)
「知」の集積と活用の場からの提案・研究開発プラットフォーム	<p>【問2-1】 『「知」の集積と活用の場』からの提案の優遇措置を受けるための要件は何か。</p>	<p>公募要領の3(3)の③、3(7)をご確認ください。 応募時までに「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォーム(PF)が設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、この(同一の)PFに参画していることが必要です。 PFの設立や構成員の追加については、【「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会事務局】へ届出の上、受理されていることが必要となりますので、ご注意ください。</p>
	<p>【問2-2】 研究を行う研究者個人がプラットフォームに入っていればよいのか、当該研究者が所属する組織としても入っている必要があるのか。</p>	<p>個人会員として協議会に登録している研究者個人が、研究開発プラットフォームに参画することも可能です。したがって、必ずしも所属組織がプラットフォームに参画する必要はございません。</p>
	<p>【問2-3】 研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画していると認定されるために必要なことは何か。</p>	<p>研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォーム(PF)に参画していると認定されるためには、研究統括者及び研究分担者の全員が①、②のいずれかに該当していることが必要です。</p> <p>① 所属機関(部局)が、PF構成員(法人・団体会員、特別会員) ② 本人が、PF構成員(個人会員)</p> <p>なお、①の場合、研究者(研究統括者及び研究分担者)の所属機関(部局)がPF構成員として加入している機関(部局)と一致する場合、又は、その下部組織に該当する場合に、研究者が研究開発プラットフォームに参画しているとみなします。 ○PF構成員「A大学B学部」→研究者「A大学B学部教授」 ○PF構成員「A大学」→研究者「A大学B学部教授」 ×PF構成員「A大学B学部」→研究者「A大学C学部教授」</p>
	<p>【問2-4】 所属機関の内部規程の制約から、所属機関全体の知的財産権をとりまとめる部局の名義で研究開発プラットフォームへ加入している。研究者の所属部局と異なるが、研究開発プラットフォームに参画しているとみなされるか。</p>	<p>研究者(研究統括者及び研究分担者)の所属機関(部局)が、研究開発プラットフォーム(PF)の構成員として加入している機関(部局)と一致する場合、又はその下部組織に該当する場合に、研究者がPFに参画しているとみなします。従って、本質問のケース(例えば、PF構成員が「A大学知的財産部」で研究者が「A大学B学部教授」のような場合)では、原則として、研究開発プラットフォームに参画しているとはみなしません。 ただし、内部規程の制約等で、研究者(例えば「A大学B学部教授」)の所属部局(例えば「A大学B学部」)や所属機関全体(例えば「A大学」)の名義でPFに加入できず、知的財産権をとりまとめる部局等(例えば「A大学知的財産部」)が所属機関全体を代表してPFに加入している場合は、</p> <p>① PFに加入している部局が所属機関全体を代表して加入していることが分かる規程及び参考資料(組織図など) ② PFに加入している部局が所属機関全体を代表する旨を記した申出書※</p> <p>のいずれかを、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室研究拠点班(「知」の集積と活用の場担当、03-3502-5530、fkii@maff.go.jp)まで提出していただければ、それを基に判断させていただきます。</p> <p>※所属機関全体の長又は担当理事・役員の名義としてください。</p>
	<p>【問2-5】 協力機関も「知」の集積と活用の場のプラットフォームに参画している必要があるのか。</p>	<p>研究グループの構成員でない協力機関については、「知」の集積と活用の場のプラットフォームに参画している必要はありません。</p>
	<p>【問2-6】 プラットフォームの設立をしたいが、届出から受理にどれくらい時間を要するのか。</p>	<p>届出の審査には最短でも1週間程度の時間を要します。また、届出の内容に不備があった場合、受理されず差し戻される場合があるため、申請は余裕を持って行ってください。</p>

分類	問い	回答(農水作成)
「知」の集積と活用場の場からの提案・研究開発プラットフォーム(つづき)	【問2-7】 研究開発プラットフォームの届出が受理されたことは、どのように確認したらよいか。	届出が受理された研究開発プラットフォームについては、協議会ウェブサイトに一覧が掲載されるのでそちらで御確認ください。なお、一覧については、事業の公募締切に合わせてホームページに公開されている名簿を更新するので、その時点で一覧に掲載されている研究開発プラットフォームが加算の対象となります。名簿の更新等については、「知」の集積と活用場のホームページ(会員サイト)も御覧ください。
	【問2-8】 「知」の集積と活用場のプラットフォーム間で連携し、Aプラットフォーム構成員とBプラットフォーム構成員で研究コンソーシアムを形成し、応募する際はどのようにすればよいか。	このような場合は、いずれか一方の研究開発プラットフォームに、研究コンソーシアムとして想定している構成員が全て参画いただいた上で、当該プラットフォームからの提案として応募してください。活動実績については、提案を行った研究開発プラットフォームの実績を記載いただくこととなります。
	【問2-9】 加算ポイントにおける研究開発プラットフォームの活動状況は、どのように審査するのか。	研究開発プラットフォームにおける、以下の活動状況について確認することになりますので、活動実績は漏れが無いよう記載してください。 ① 「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 ② 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況
	【問2-10】 「知」の集積と活用場の活動状況の加算について、A、B、Cのそれぞれの点数を教えてください。	基礎研究ステージ(チャレンジ型)を除いて、研究開発プラットフォームの活動状況を踏まえ、以下のとおり加算を行います。 【1次(書面)審査】A評価:20点、B評価:10点、C評価:2点 【2次(面接)審査】A評価:20点(※10点)、B評価:10点(※6点)、C評価:2点(※2点) ※括弧内は、応用研究ステージ(基礎研究発展型)、及び開発研究ステージ(現場課題解決型)に応募する場合の加算ポイントとなります。
マッチングファンド方式(MF)	【問3-1】 マッチングファンド方式(MF)の基本的考え方はどのようなものか。	本事業では、農林水産業・食品産業における革新的な技術・商品・サービスを生み出す研究を支援するとともに、研究成果の着実かつ迅速な実用化・事業化といった「社会実装」を重視しています。そこで、8つの研究ステージ・型のうち、①応用研究ステージ・産学連携構型、開発研究ステージの②実用化研究型、③導入等実証強化型、④開発技術海外展開型、の4つについては、民間企業等による事業化を促進し投資を誘発するため、民間企業等[※]が自己資金を支出し、その支出額に応じて委託費を配分する「マッチングファンド方式」(以下「MF」という。)を必須としています。 <u>自己資金を支出する(=MFの適用対象となる)民間企業等とは、研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等のことを指します。</u> [※]ここでいう「民間企業等」とは、公募要領3(1)のセクターⅣに該当する以下の機関です。 民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

分類	問い	回答(農水作成)
マッチングファンド方式(MF)(つづき)	<p>【問3-2】 MFが必須のステージ・型において、複数の民間企業等が参画する場合は、全ての民間企業等がMFを適用する必要があるのか。</p>	<p>MFが必須のステージ・型では、研究グループにMFの適用対象となる民間企業等が参画する必要があります。MFの適用対象とならない民間企業等のみが参画する場合、MFが必須ではない型で応募してください。</p> <p>このことから、MFが必須のステージ・型において、民間企業等が複数参画する場合は、少なくとも1機関はMFを適用する必要があります。</p> <p>MF適用の民間企業等と、MFの適用対象とならない民間企業等が混在している場合でも応募していただいて構いませんが、この場合は、後者について、MFを適用しない理由を提案書に明記していただきます。また、後者が、研究実施中または研究終了後5年間に、本事業の研究成果を活用して新たな商品や便益の開発を行った場合は、研究当初に遡ってMF条件を満たすよう、過払いとなった委託費を返還していただくこととなりますので御注意ください。</p> <p><事例1：応募可> 研究コンソーシアムに、民間企業A（MF適用対象）、民間企業B（MF適用対象）が参画している場合、民間企業A、BともにMF適用していただきます。</p> <p><事例2：応募可> 研究コンソーシアムに、民間企業A（MF適用対象）、民間企業B（MF適用対象外）が参画している場合、民間企業AのみMF適用していただきます。</p> <p><事例3：応募不可> 研究コンソーシアムに、民間企業A（MF適用対象外）、民間企業B（MF適用対象外）が参画している場合、MF必須型以外の型に応募してください。</p>
	<p>【問3-3】 MFが必須のステージ・型において、MFを適用する民間企業等は①途中から（2年目から等）の参画でもよいか。 ②研究期間の途中で脱退してもよいか。</p>	<p>①応募時点で（初年度から）参画している必要があります。</p> <p>②MFが必須であるという要件を満たさなくなるため、原則、認められません。状況に応じての判断になりますが、委託費の減額、研究期間の短縮、研究の中止等になる場合があります。</p>
	<p>【問3-4】 MFが必須のステージ・型において、応募時にMF適用の民間企業等は参画しているが、当該民間企業等の商品開発は3年目から等の理由により「自己資金の支出は3年目から行う」といったことは可能か。</p>	<p>本事業では、構成員は全員、委託費を計上する（受け取る）ことが原則です（関連：【問4-4】）。</p> <p>特にR4年度からは、MFを適用する民間企業等については委託費の計上を必須としています。このため、当該民間企業等は、毎年度、自己資金を支出し、それに応じた委託費の配分を受けることが必要です。</p>
	<p>【問3-5】 MFが不要となっているステージ・型であっても、MFを適用して自己資金を支出する民間企業等が参画してもよいか。それとも参画は不可か。</p>	<p>①基礎研究ステージ（チャレンジ型・基礎研究型）、②応用研究ステージ・基礎研究発展型、③開発研究ステージ・現場課題解決型については、MFの適用を不要としております。</p> <p>言い換えると、①～③については、【問3-1】で記したMF適用対象となる民間企業等（＝研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等）の参画を想定しておらず、当該民間企業等が参画すると応募要件を満たさないこととなります。当該民間企業等が参画する場合は、MFを必須としているステージ・型に応募してください。</p> <p>なお、MFを適用しない民間企業等であっても、課題提案書において、当該民間企業等が研究成果の活用による新たな商品や便益の開発に伴う将来的な利益の創出を行わないことが分かるよう、明記してください。</p>
	<p>【問3-6】 応募の段階で民間企業等が見つからず、MF必須のステージ・型に応募できなかったが、採択後に参画民間企業等が決まった場合、研究期間の途中から研究計画を変更し、当該民間企業等が参画してもよいか。</p>	<p>採択後、研究期間途中で当該民間企業等の参画は、MFを適用しないステージ・型にMF適用の民間企業等が参画する形になることから、原則、認められませんが、研究期間中の評価等に基づき、研究の進捗状況等に鑑み生研支援センターが参画を求める場合はこの限りではありません。</p>

分類	問い	回答(農水作成)
マッチングファンド方式(MF)(つづき)	<p>【問3-7】 MFの加算ポイントの具体的な内容はどのようなものか。</p>	<p>民間企業等の「自己資金支出額の年平均額」に応じて、下記のとおり加算します。 ・年間500万円以上：10点 ・年間1,000万円以上：20点</p> <p>※「研究期間を通じた自己資金支出額総額 ÷ 自己資金を支出する民間企業等の数 ÷ 研究期間(年)」で算出します。 ※「支出総額」ではなく「平均額」なのでご注意ください。また、年度ごとの自己資金支出額が異なっても平均額で審査します。</p>
	<p>【問3-8】 MFの適用対象とならない民間企業等が(善意等で)自己資金を支出する場合、MFの自己資金支出額の総額に足し上げることができるのか。</p>	<p>MFの適用対象とならない企業等が自己資金を支出しても構いませんが、【問3-7】のとおり、審査基準における「MFの加算ポイント」は、自己資金の「総額」ではなく「平均額」で審査しますので、ご注意ください。</p>
	<p>【問3-9】 MFが必須のステージ・型において、当初は利益を上げるつもりがなく、自己資金を負担する必要のない(MFの適用対象とならない)民間企業等として参画したが、その後、研究成果を活用して新たな商品や便益の開発を行った場合は、遡ってMFが適用され、委託費の返還になるのか。</p>	<p>そのとおりです。研究実施中または研究終了後5年間に、本事業の研究成果を活用して新たな商品や便益の開発を行った場合は、研究当初に遡ってMF条件を満たすよう、過払いとなった委託費を返還していただくこととなりますので御注意ください。</p>
	<p>【問3-10】 MFを必須としない型でも、遡って委託費の返還を求められるのか。(例えば、応用・基礎研究発展型に参画していた民間企業等が、のちに利益を得たことが分かった場合)</p>	<p>応用研究ステージ及び開発研究ステージにおいて、応募時点でMFを必須としない型でも、研究実施中または研究終了後5年間に、本事業の研究成果を活用して新たな商品や便益の開発を行った場合は、原則、研究当初に遡ってMF条件を満たすよう、過払いとなった委託費を返還していただくこととなりますので御注意ください。</p>
	<p>【問3-11】自己資金支出額の下限はあるのか。</p>	<p>下限額は設定していませんが、研究に係る費用を委託費及び自己資金から支出していただきますので、研究内容に照らして適切な額を計上してください。</p>
	<p>【問3-12】 研究費の上限額(委託費の上限額)に、自己負担額(自己資金支出額)は含まれるのか。</p>	<p>含まれません。自己資金額は別途で計上し、課題提案書の「自己資金」欄に記載してください。</p>
研究実施体制	<p>【問4-1】 研究グループで応募する場合の応募者の資格要件は何か。</p>	<p>公募要領3(2)・(3)をご確認ください。</p>
	<p>【問4-2】 応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。</p>	<p>応募時にコンソーシアムを設立している必要はありませんが、公募要領3(3)のとおり、共同研究を行うことについて、参画する全ての機関が同意している必要があります。 採択された場合、委託契約締結までにコンソーシアムを設立していただく必要があるため、コンソーシアム規約等の必要書類の準備等をお願いします。なお、採択から委託契約締結までの間に、研究グループの構成員の変更等の重大な変更等があった場合には、採択を取り消します。</p>

分類	問い	回答(農水作成)
研究実施体制 (つづき)	【問4-3】 代表機関が経理執行・管理業務を行うことが難しい場合、どうすればよいか。	生研支援センターが必要と認めた場合に限り、研究統括者が所属する代表機関等とは別に、委託契約業務や経理執行業務を担う「研究管理運営機関」を設置できます。なお、共同研究機関を研究管理運営機関として位置づけることも可能です。研究管理運営機関の要件等の詳細は、公募要領3(4)をご確認ください。
	【問4-4】 委託費を計上せずに(受け取らずに)本事業に参画することは可能か。	原則として、委託費を計上しない(委託費を受け取らない)機関については、本事業への参画は認められません。 なお、協力機関は、構成員ではない「第三者」のため、委託費の配分を直接受けることはありません(必要な経費は、代表機関等から依頼出張旅費・謝金等の形で支払われます)。
協力機関	【問5】 協力機関の基本的考え方はどのようなものか。	公募要領3(6)をご確認ください。 協力機関は、研究グループ(コンソーシアム)の構成員ではなく「第三者」のため、協力機関だけに研究成果を帰属させる、あるいは成果としての知的財産を帰属させることはできません。また、秘密保持に係る措置を取っていただく必要があり、共同研究する理由書の事前提出や共同研究契約等の締結が必要です。 本事業においては、協力機関と位置づけられるのは「圃場を提供する実証農家」など限られたケースであるをご理解ください。
応募要件	【問6-1】 課題提案書の「研究分担者」の欄には、研究に携わる全ての研究者を記載しなければならないのか。	研究分担者とは、中課題及び小課題の責任者や担当者など、研究目標達成に向けて研究上の明確な役割とその実施に責任を有する者となります。 名目的に名前を連ねる者や研究補助的な作業を行う者など、研究計画の遂行に関して実質的に責任を負わない者については、記載する必要はありません。
	【問6-2】 研究統括者又は研究分担者の所属が、人事異動等により応募時と契約時で異なる(変更になる)可能性があるが、応募は可能か。	人事異動後も、本事業を行うための体制が整っており、知的財産や経理に関する能力・体制を有する機関に所属することが確実であれば、応募は可能です。なお、課題提案書には、応募時に所属している機関の情報を記載してください(変更後の研究統括者が既に決まっている場合は、氏名や変更時期を括弧書きで記載してください)。
	【問6-3】 本事業において、研究統括者又は研究分担者として、複数の研究課題に応募することは可能か。 また、既に採択されている研究課題に参画していても、本事業への応募は可能か。	いずれの場合も応募は可能ですが、研究者の-effortに注意するとともに、その旨を課題提案書に記載してください。 また、公募要領5(1)の「不合理な重複及び過度の集中の排除」に留意してください。
	【問6-4】 開発研究ステージにおいて「原則、普及マニュアルを作成すること」とされているが、具体的内容はどのようなものか。	開発研究ステージは最も社会実装に近い実用化段階の研究を対象としており、研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、対応を求めるものです。 研究グループに研究成果の普及を担当する機関(都道府県普及指導センター、協同組合等の機関、民間企業等)が参画する場合は、原則として、普及マニュアルを作成してください。
	【問6-5】 開発研究ステージ・導入等実証強化型の「物品等経費が直接経費の5割以上」の要件について、具体的内容はどのようなものか。	導入等実証強化型については、大規模な試作品製造や導入試験を行うために必要となる経費(=物品費(設備備品費・消耗品費)+外注費)の総額(研究期間通しての総額)が、直接経費総額(研究期間通しての総額)の50%以上であることが要件です。 ※全ての「物品費・外注費」の合計です。(導入等実証強化型に応募する研究課題における物品費や外注費は、少なからず試作・実証に関係する経費であると考えられるため。) ※課題提案書の「様式1」の「1.各年度別経費内訳(1)研究グループ(コンソーシアム)全体分」に記載してください。なお、開発研究ステージの他の型については、当該経費や割合の記載は不要です。

分類	問い	回答(農水作成)
e-Rad	【問7-1】 e-Radには、本事業に参画する研究機関及び研究者の全員を登録する必要があるのか。	本事業に参画し、委託費の配分を受ける全ての研究機関及び研究者は登録する必要があります。すなわち、研究グループでの応募の場合、代表機関だけでなく構成員(共同研究機関)も登録する必要があります。 なお、協力機関については、e-Radへの登録は不要です。
	【問7-2】 応募締切までに、e-Radへの全機関あるいは研究者全員の登録が間に合わない場合、本事業へ応募できないのか。	e-Radへの全員の登録が間に合わない場合は、応募者である代表機関に委託費を計上(上乘せ)するなどして応募することも可とします。なお、共同研究機関や研究分担者のe-Rad登録が間に合わなかった場合でも、課題提案書には記載されている必要があります。 採択された場合、委託契約締結までに全機関・研究者全員のe-Rad登録を済ませ、上乘せ計上した登録内容の修正等も行う必要があります。登録(修正)されていない場合、当該機関等への委託費の配分は認められませんのでご注意ください。
委託費	【問8-1】 設備備品について、希望するものは全て購入できるのか。	設備備品を導入する際には、購入、レンタル、ファイナンスリース、オペレーティングリース等の手段を比較し、経済性等の観点から最適なものを選択してください。選択の理由や見積書(価格の比較が可能な資料)については、生研支援センターからの求めに応じて提出できるよう整理・保存してください。 なお、採択決定後に作成する委託試験研究実施計画書における「物品導入計画」に記載がないものの購入は認められません。
	【問8-2】 研究期間内に購入した備品の取扱いはどうなるのか。	本事業の委託期間中は受託者(構成員)に帰属します。善良なる管理者の注意をもって管理を行ってください。 委託期間終了後の取扱いについては別途生研支援センターから連絡しますが、本委託事業と同種の研究目的で継続使用を希望する場合は、所定の様式で申請を行い、生研支援センターから承認されれば、引き続き受託者(構成員)が所有権をもったまま継続使用が可能です。
	【問8-3】 本事業では「再委託は不可」となっているが、外注は問題ないか。	本事業では再委託を禁止していますが、委託研究業務を遂行するにあたり、直接必要なデータ分析、装置のメンテナンス等の請負業務を、仕様書に基づいて、第三者に行わせることは認められます。ただし、委託研究項目の本質的な部分(研究開発要素がある業務)を外注することはできませんのでご注意ください。 詳細は、生研支援センターの「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～(※)」を参照してください。 (※) https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP%20Integrated_ver1.1.pdf
	【問8-4】 間接経費は、委託費上限額に上乘せして計上できるのか。	間接経費は、各研究ステージの研究費(委託費)上限額の「内数」となります。委託費上限額が3,000万円であれば、間接経費を含めて3,000万円以内で応募してください。
委託契約	【問9-1】 採択された場合、経費を支出できるのは、令和4年4月1日以降になるのか。	令和4年度公募であっても、委託費から経費を支出できるのは、令和4年4月1日以降ではなく、あくまでも「委託期間開始日」以降としています。すなわち、委託期間開始日以降の発注・納品、検収・支払は認められますが、委託期間開始日前の発注・納品、検収・支払は認められません。 具体的には、本事業では、採択後に新たに作成していただく委託試験研究実施計画書の生研支援センターへの提出日から、最大2ヶ月前の日(提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日)まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費を委託費として計上することを可能とします。ただし、採択通知に条件(留意事項等)が付されている場合は、この条件に合致した研究内容に基づく経費であることが前提です。また、設備備品費については、生研支援センターにおいて必要性が認められた場合のみ計上が可能です。 なお、仮に契約締結に至らなかった場合は、支出分は受託者の自己負担となりますのでご注意ください。
	【問9-2】 代表機関と契約するのか、それとも、個々の機関(構成員)それぞれと契約するのか。	生研支援センターは、採択課題に係る単独機関又はコンソーシアムの代表機関もしくは研究管理運営機関と、当該年度に係る委託契約を締結します。個々の機関と契約する方式ではありませんのでご注意ください。

分類	問い	回答(農水作成)
情報管理の適正化	<p>【問10-1】 課題提案書の別記様式4「情報管理実施体制」には何を記載するのか。</p>	<p>研究グループを構成する研究代表機関の情報管理統括責任者及び共同研究機関の情報管理責任者を記載してください。</p>
	<p>【問10-2】 情報管理統括責任者や情報管理責任者については、どのような人を記載するのか。</p>	<p>既に情報管理体制が整備されており、社内規則等で情報管理責任者等が規定されている場合は、その者を記載してください。 新たに体制を整備する場合は、その機関において、契約の履行に当たり必要な情報を適切に取り扱うことのできる者を記載してください。 なお、適切な体制が整うのであれば、研究統括者や研究分担者と同一の者でも構いません。</p>
	<p>【問10-3】 応募に当たり、どのような対応が必要になるのか。</p>	<p>公募要領14「情報管理の適正化」(1)～(3)をご確認ください。</p>
農業AI・データ契約ガイドラインについて	<p>【問11-1】 農業AI・データ契約ガイドラインへの準拠が必要とされている理由は何か。 また、林業及び水産業はどのように対応すればよいのか。</p>	<p>農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。)を策定しています。 受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意することが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。 農業以外の林業、水産業では、準拠を求めています。農業AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分の他、農業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。</p>
	<p>【問11-2】 農業者等からデータを受領・保管する場合、どのような手順で対応・確認を行えばよいのか。</p>	<p>農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について、当該農業者等と合意をして、契約を締結していただきます。 契約書の内容が契約ガイドラインに準拠していることをチェックリスト(別紙6)で確認することと、農業者等に対して契約内容を説明し、農業者等から「説明を受け、データ提供に合意した」旨の同意書をいただく(直筆の署名)必要があります。 同意書とチェックリストはセットで保管し、生研支援センターからの求めに応じて提出していただくようお願いいたします。</p>
農業AI・データ契約ガイドラインについて	<p>【問11-3】 AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト(別紙6)で、一番最後に「弁護士等にガイドライン準拠の確認を得た場合は右の枠内にチェック(任意)」となっているが、必ず確認を受けなくてもよいのか。</p>	<p>農業者等からデータの提供を受ける際には、相手の農業者等とデータの提供に係る合意と契約を締結する必要がありますが、その際の契約内容については、弁護士等の確認を得た方が準拠が填補できると考えます。ただし、明らかに当事者間で合意及び契約内容が判断できる場合は、その限りでは無いことから「任意」としています。 万が一、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウが外部に流出した場合に「言った言わない」で諍いが起きないように、データ利用の必要性等を十分に説明していただき、チェックリスト最後にある「同意書」に署名をいただいでください。</p>
	<p>【問11-4】 農業AI・データ契約については、誰が農業者等と契約を結ぶのか。</p>	<p>農業AI・データガイドラインと密接な関係にあるデータマネジメントプランを踏まえ、以下のように想定していますが、各コンソーシアム等に設置していただくデータ管理委員会等の方針に沿って契約してください。 ①自社のみで運用することが明らかである場合は、コンソーシアムの他の構成員(研究統括者を含む)が了承の上、各構成員が結ぶ。 ②コンソ全体としての事項であれば、研究統括者が結ぶ。</p>

分類	問い	回答(農水作成)
データ マネジ メント	<p>【問12-1】 R3年度から、データマネジメントプランの作成が追加されているが、その趣旨は何か。</p>	<p>統合イノベーション戦略2020において、「競争的研究費制度におけるデータマネジメントプラン策定に関する仕組みの導入を推進」が記載されたことによるものです。 上記に基づき、研究データの管理・利活用についての方針・計画の策定等を推進するため、事業実施主体である生研支援センターで研究成果としての研究データの管理・利活用のための方針（データポリシー）を作成し、各研究事業の公募に際して提示するとともに、採択された研究課題でデータの収集等のデータの取扱（該当するデータの収集）がある場合、データマネジメントプランを策定していただきます。 本事業では策定を必須としております。応募者は、データ方針（別紙7）を踏まえ、課題提案書の別記様式10「データマネジメント企画書」を記載してください。また、採択された場合は、委託契約締結までにデータマネジメントプランを策定（別記様式10を必要に応じて修正）し、これに基づくデータ管理を行っていただきます。</p>
	<p>【問12-2】 委託者指定データとは何か。</p>	<p>国が公共の利益のために特に必要があると認めたもので、例えば広範な流通を目的としたデータ（オープンサイエンスデータ等）が想定されますが、現在、生研支援センターとして指定しているデータはありません。</p>
オープン API の要件 化	<p>【問13】 R4年度から、オープンAPIの要件化に関する対応が追加されているが、趣旨は何か。</p>	<p>一元的なデータ管理へのニーズの高まりや規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）を踏まえ、R4年度から、本事業を含む農林水産省の補助事業等を活用して「トラクター、コンバイン、田植機」を購入又はリース・レンタルする場合に、対応を求めるものです。 詳細は、公募要領15（7）をご確認ください。</p>
収入が 生じた 場合の 報告等	<p>【問14】 研究成果以外による「本委託事業の実施に伴う収入」とは何を想定しているのか。（民間企業の独自の取組による通常の収益は該当しないという認識でよいか。）</p>	<p>民間企業の独自の取組による通常の収益は該当しません。 「本委託事業の実施に伴う収入」とは、例えば、本事業のために農作物（又は製品）を生産し、事業等に使用しなかった分（又は余剰分）を売り払い、収入を得た場合等が該当します。</p>
研究不 正につ いて	<p>【問15-1】 課題提案書の別記様式12「研究倫理に関する誓約書」は、代表機関だけでなく構成員も提出する必要があるのか。また、押印は必要か。</p>	<p>別記様式12は、代表機関の研究統括者が提出してください。構成員は提出する必要はありません。 また、押印は不要です。</p>
	<p>【問15-2】 研究不正等防止に係る対応について、応募者に求められる具体的な内容は何か。</p>	<p>【代表機関（研究統括者）に求める対応】 応募に当たって、事務担当者説明会資料の動画（2020年度版）を視聴し、課題提案書の別記様式12「研究倫理に関する誓約書」を記載・提出すること。</p> <p>【構成員全て（代表機関及び共同研究機関）に求める対応】 ①各機関において、委託契約締結までに研究倫理教育を実施し、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出すること。 ②委託契約締結後に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく自己点検を行い、その結果を報告すること。</p> <p>なお、詳細は公募要領3（2）をご確認ください。</p>